



平成 28 年 2 月 15 日

各 位

東京都新宿区西新宿 3 丁目 20 番 2 号
株式会社クロス・マーケティンググループ
代表取締役社長兼 CEO 五十嵐 幹
(コード番号：3675 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 小野塚 浩二
(TEL. 03-6859-2250)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年3月29日開催予定の第3回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条(取締役の責任免除)および第43条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、第31条(取締役の責任免除)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。)

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
第 4 章 取締役及び取締役会 第 18 条～第 30 条(条文省略)	第 4 章 取締役及び取締役会 第 18 条～第 30 条(現行どおり)
(取締役の責任免除) 第 31 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する取締役の責任につき、法令の限度において、取締役会の決議	(取締役の責任免除) 第 31 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する取締役の責任につき、法令の限度において、取締役会の決議

<p>において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する取締役の責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第32条～第42条(条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する監査役の責任につき、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する監査役の責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第44条～第49条(条文省略)</p>	<p>において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する取締役の責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第32条～第42条(条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する監査役の責任につき、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する監査役の責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第44条～第49条(現行どおり)</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)
定款変更の効力発生日(予定)

平成28年3月29日(火)
平成28年3月29日(火)

以上